みどりのたより

６１号　　平成２７年1月7日

CONTENTS

新年のあいさつ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

Ⅰ．行政情報

1. 短期暴露評価により変更される農薬の使用方法の周知等　・・・・・・・・・・ 5
2. 農薬による蜜蜂の危害を防止するための我が国の取組（2014.9 改訂）・・・ 6
3. 水質管理目標設定項目の見直し案に関する意見の募集について　・・・・・・ 7
4. ゴルフ場で使用される農薬に係る平成 25 年度水質調査結果　・・・・・・・・ 7
5. 平成 25 年度食品からのダイオキシン類一日摂取量調査等の調査結果　・・・ 9
6. 農薬の使用に伴う事故及び被害の発生状況　・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
7. 急性参照用量を考慮した残留基準の設定　・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
8. 農薬登録等の情報　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
9. 平成 26 農薬年度ゴルフ場・緑地向け農薬出荷実績（速報値）・・・・・・・・ 26

Ⅱ．緑の安全管理士会

1. 平成 26 年度「緑の安全管理士会」支部大会（兼更新研修会）・・・・・・・・・ 27
2. 事務局からのお知らせとお願い　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

Ⅲ．緑の安全推進協会

1. 166 名の「緑の安全管理士」が誕生　・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
2. 新規事業「特別研修会」を近畿、九州で開催　・・・・・・・・・・・・・ 29
3. 講師派遣事業について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
4. 農薬電話相談室について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
5. 出版物のご案内　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
6. 農薬の安全使用等についての「リーフレット」　・・・・・・・・・・・・・・ 30

公益社団法人 **緑の安全推進協会**

新　年　の　ご　挨　拶

（公社）緑の安全推進協会
会長　吉村　正機

新年を迎え、年頭のご挨拶を申し上げます。

今年、緑の安全推進協会は創立２０周年の節目を迎えます。

昭和６０年、奈良県のゴルフ場建設反対運動に端を発した反農薬旋風が全国を席巻し、農薬関係者は理不尽な批判にさらされ、針のむしろに座る状態を余儀なくされた時期でありました。このような社会情勢に対処し、一過性の運動でなく、農薬の安全使用の推進と社会的理解の増進に継続的に取り組む組織が必要との共通認識の下、農薬メーカー、流通業者、農薬使用者等が結集し、特定の立場を離れ、農薬の適正使用と社会的理解を求める啓発活動の推進を目的とする任意団体が発足しました。「緑の安全推進協会」というちょっと変わったネーミングで歩き始めた当協会の前身の誕生でした。

この任意団体は、手探りながら、徐々に活動の実績を重ね、平成７年に社団法人として農林水産省の認定を受け、農薬の適正使用の推進と正しい知識の普及啓発を活動の柱として歩みを進めて参りました。平成２５年度からは、新法人制度の下で社団法人として新たなスタートを切り、現在に至っています。公益社団法人としての緑の安全推進協会が発足した平成７年から数えて２０周年を迎えることになったわけであります。

市場に出回る農薬は、登録制度によって、科学的な「安全水準」が担保されているわけですが、そこでは、農薬のラベルに記載された使用法や注意事項を守ることが、農産物の消費者や農薬の使用者、さらには周辺環境への安全を確保する前提となっています。

ところが、現場で農薬を使用する場面には多くの人が関わるため、中には農薬について十分な知識を持たない人が取り扱う場合もあり、監視の目も行き届かないため、この段階でいかにラベルの内容を守って「適正使用」を徹底するかが農薬の安全確保にとって、重要課題となります。当協会は、まさにこの課題を中心に活動を展開しています。

「農薬危害防止月間」運動を展開したり、各地でセミナーや講習会等の

啓発活動を行ったり、適正使用のリーフレットを配布して注意を喚起したりといった努力を続けています。

特に力を入れているのが、農薬に関する専門的知識を持ち、農薬使用の第一線で、実践的な指導監督を行いうる専門家として「緑の安全管理士」を養成し、資格を認定する事業で、一貫して協会の主要な柱の一つとしてきました。農薬をめぐる技術は日進月歩で、資格を認定された緑の安全管理士といえども、常に新しい知識を吸収し、資質の向上に努めなければ、専門家としての社会的期待に応えられません。そのため、日常的な技術情報の提供と併せ、5年ごとの資格の更新と、その間の地方支部大会を兼ねた更新研修に参加することを義務付け、レベルの維持向上を図っています。

現在全国で２８５０名あまりの管理士が活躍しておられますが、個人の自覚と責任感に基づく活動にとどまり、残念ながら、管理士としての組織的活動はほとんどないのが現状です。

緑の安全管理士会の事務局を預かる緑の安全推進協会としては、アンケートなどにより地方の管理士の意見を収集し、地方支部の活動の活性化のための方策の検討を続けております。

管理士の職種の偏りや、地方による偏在など、緑の安全管理士制度の真の定着を実現するためには、なお多くの課題を抱えておりますが、２０周年を機に、社会の期待に応えるべく、緑の安全管理士各位の積極的な参画を得つつ、さらに一層地域活動の強化と活動の活性化を図るため、役職員一同、気持ちを一つにして精いっぱい努力してまいる所存です。

会員各位のご支援を心からお願い申し上げる次第です。

Ⅰ．行政情報 ハイライト

1. 短期暴露評価により変更される農薬の使用方法の周知等（平成26年9月10日通知）

農水省は、農薬の急性的影響に係る評価により変更される使用方法について、農薬の販売、研修等の場において、農薬使用者及び農薬使用における指導的な立場にいる者に対する情報の周知等への協力を当会に要請した。

※ 短期暴露評価(＝急性的影響に係る評価)：長期暴露の評価に用いる ADI に対応する短期の ARfD（急性参照用量、Acute Reference Dose：24時間又はそれより短い時間経口摂取した場合に健康に悪影響を示さないと推定される一日当たりの摂取量）を本年6月より食品安全委員会が評価し、必要がある場合には両基準を設定する。厚生労働省は、ADI 暴露評価と併せ、個別の食品毎に暴露評価を行い、ARfD 内に収まる残留基準を設定（変更）する。

既登録剤評価の場合には、一部の農薬で残留基準の変更に伴う使用方法の変更や作物の削除のケースが想定される。 （ 本文 5頁へ ）

2. 農薬による蜜蜂の危害を防止するための我が国の取組(2014.9月改訂、9/18公表)

農水省は、平成25年8月26日に公表したQ&Aについて、その後の調査報告「蜜蜂被害事例調査の中間取りまとめ及び今後の対策」(平成26年6月20日公表)、「夏期に北日本水田地帯で発生が見られる巣箱周辺でのミツバチへい死の原因」(平成26年7月18日)を反映する改訂を行った。

(1) 全8問のうち、6問について改訂(字句、表現の修正を除く)。
(2) 回答文中に「解析中」など記載した箇所について、2報告を反映する内容に改訂。
(3)「Q 6、7」回答に、「フィプロニル」情報を追加。 （ 本文 6頁へ ）

3. 水質管理目標設定項目の見直し案に関する意見の募集について（パブリックコメント）

厚労省は、水道水質管理に係る農薬類の目標値の見直し等について、10月17日から11月17日の間意見の募集を行う。

【改正案】<農薬類>

・「1,3-ジクロロプロペン（D-D）」目標値「0.002mg/L」(現)⇒「0.05mg/L」(案)
・「オキシン銅（有機銅）」目標値「0.04mg/L」(現)⇒「0.03mg/L」(案)

（ 本文 7頁へ ）

4. ゴルフ場で使用される農薬に係る平成25年度水質調査結果(平成26年9月25日公表)

環境省は、ゴルフ場で使用される農薬について、平成25年度に地方自治体及び地方環境事務所が実施したゴルフ場排出水等の水質調査の結果を取りまとめ公表した。

【調査概要】

ゴルフ場数：547ゴルフ場
総検体数：延べ 22,279検体（サンプル数×調査成分数）
検出状況：指針値の超過なし （ 本文 7頁へ ）

5. 平成25年度食品からのダイオキシン類一日摂取量調査等の調査結果(平成26年10月23日公表)

厚労省は、我が国の平均的な食生活における食品からのダイオキシン類の摂取量の推計と摂取の寄与が大きい個別食品等の調査を行い公表した。

(1) 平成 25 年度における食品からのダイオキシン類の一日摂取量は、0.58pg TEQ/kg bw/日と推定され、経年的に減少傾向にある。推定値の最大値(0.97pg)の場でも、日本における耐容一日摂取量(TDI) 4pg TEQ/kg bw/日より低い。

(2) 一部の魚介類等からは依然として比較的高い濃度が検出されている。

(本文(研究概要) 9 頁へ)

6. 農薬の使用に伴う事故及び被害の発生状況（平成 26 年 11 月 28 日公表）

農水省は、厚労省と連携し平成 25 年度に発生した農薬の使用による人の中毒事故、農産物･家畜(蜜蜂を除く)などの被害の調査を全都道府県に依頼し、結果を公表した。

(1) 人に対する事故 28 件(34 人)

死亡事故：散布中 0 件 、誤用 4 件(4 人)

中毒事故：散布中 11 件(12 人) 、誤用 13 件(18 人)

(2) 農産物・家畜等に対する被害 15 件

農産物：10 件、　家 畜：5 件

(3) その他 3 件(飼い犬 2 件 、太陽パネル 1 件)

(本文 12 頁へ)

７．急性参照用量を考慮した残留基準の設定

厚労省は、11 月 27 日に開催した農薬・動物用医薬部会で審議された次の議事資料を同省 HP に掲載した。

(1) ７農薬に係る残留基準設定の審議報告書(案)

(2)「飼料の基準及び規格の改正に係る意見の聴取」

(3)「土壌残留に係る農薬登録保留基準のほ場試験の方法の変更に係る意見聴取」

(4)「急性参照用量を考慮した残留農薬基準の設定(資料 10)」

なお、(4)「急性参照用量を考慮した残留農薬基準の設定(資料 10)」では、

① 評価対象グループは、一般 (1 歳以上)及び幼小児 (1～6 歳)。なお、「妊婦又は妊娠している可能性のある女性」に対する ARfD が食品安全委員会で設定された場合には、女性 (14～50 歳)を加える。

② 評価対象とする食品は、評価の信頼性確保の観点より、原則として、120 人・日以上の摂取量データが得られた食品。ただし、幼小児グループについては、64 人・日以上の食品。女性グループについては、120 人・日未満の食品は、体重や摂取量が近似している一般データを活用する。一般グループ：122 食品 、幼小児グループ ：64 食品 、女性グループ ：122 食品。

※別紙に、評価に用いる各グループの対象食品、摂取量、摂取者平均体重、短期摂取量推定方法の区分、可食部重量などのデータを整理しリスト化。

③ 短期摂取量評価に用いる作物残留試験結果の取扱いは、データ数 4 例以上の場合は最高残留濃度を、3 例以下の場合は残留基準値案を用いる。

④ 短期摂取量の推定値が ARfD を超過する場合には、基準値案の引き下げ(既存剤の場合には使用法の変更や作物の削除)やデータの追加など個別に検討する。

⑤ 短期摂取量の推定方法　･･･本文参照

(本文 13 頁へ)

８．農薬登録等の情報

病害虫発生予察情報「特殊報」、使用制限のかかる農薬変更登録情報、食品・添加物等規格基準の改正

(本文 24 頁へ)

1. **短期暴露評価により変更される農薬の使用方法の周知等**（平成 26 年 9 月 10 日）

[緑安協 HP：http://www.midori-kyokai.com/ugoki/pdf/henkou140911.pdf]

農林水産省は、短期暴露評価の結果、適用作物の削除を含む使用方法の負の変更をする必要がある農薬について、農薬使用者及び農薬使用における指導的な立場にいる者に対し、情報の周知等の協力を当会に求めた。

併せて、都道府県に対し、農薬製造業者が変更の登録を受ける前であっても変更後の使用方法に基づいて農薬を使用するよう注意喚起する場合には、下記について周知指導いただくよう地方農政局等に連絡した。

(1) 変更の登録を受ける前であっても、容器に表示された使用方法ではなく、変更後の使用方法に基づいて農薬を使用するよう農薬使用者を指導すること。

(2) 変更の登録を受ける前であっても、変更後の使用方法に基づいて、都道府県の防除指針等に反映するよう努め、かつ、生産者団体等が作成する防除暦の変更の指導等に努めること。

※負の変更登録情報は、登録の約 1 ヶ月前に原則案内されている。ARfD・短期暴露評価に係る登録変更予定については、農薬製造業者に十分な時間的猶予をもって申請することを要請し、協議を踏まえ、登録申請後の段階から注意喚起することを可とした。

【使用方法変更(予定)】＜注意喚起＞

[緑安協 HP：http://www.midori-kyokai.com/ugoki/pdf/henkou-ace140912k.pdf]

農薬対策室は、事務連絡「短期暴露評価により変更される農薬の使用方法の変更について(有効成分：アセフェート)」(平成 26 年 9 月 11 日）により、農薬の製造者から農薬販売者、使用者等に対しチラシ等を用い情報提供する変更後の使用方法を連絡し、上記文書による (2) の対応を要請した。

有効成分：アセフェート（商品名 オルトラン、ジェイエース、ジェネレート、スミフェートなど）

【続報】

有効成分：フェナリモル（事務連絡 平成 26 年 11 月 7 日、(2)の対応を要請）

有効成分：NAC （事務連絡 平成 26 年 11 月 7 日、(2)の対応を要請）

有効成分：フルバリネート（事務連絡 平成 26 年 11 月 7 日、(2)の対応を要請）

有効成分:カルボスルファン、ベンフラカルブ（事務連絡 平成 26 年 11 月 21 日、(1)、(2)の対応を要請） ※両農薬は、同じ(規制)共通代謝物「カルボフラン」を含むために同時進行。

有効成分：ジメトエート（事務連絡 平成 26 年 12 月 18 日、(2)の対応を要請）

●**短期暴露評価により変更される農薬の使用方法の周知等**（平成 26 年 11 月 5 日改正）

[緑安協 HP：http://www.midori-kyokai.com/ugoki/pdf/henkou-141107.pdf]

農水省は、平成 26 年 9 月 10 日発出した上記通知の一部改正の通知を発出した。

【変更点】

上記通知で、都道府県への要請事項である (1)、(2)のアクションが発生する農薬使用法変更の想定ケースについて、以下のケースを追加する改正を行った。

【9 月 10 日付通知】

:「しかしながら、十分な時間的猶予をもって、変更登録の申請をすることができない場合・・・」(通知文書、末尾）のみ、(1)、(2)の周知指導を要請。

【(改正)11 月 5 日付通知】

：上記のケースに加え、「また、十分な時間的猶予をもって、変更登録の申請をした場合であっても、･･･」(通知文書、末尾)を加え、(2)の周知指導を追加し要請。

２．農薬による蜜蜂の危害を防止するための我が国の取組（2014.9 月改訂、9/18 公表）

［農水省 HP：http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_mitubati/index.html］

平成 25 年 8 月 26 日公表の Q&A は、以下の報告等を反映する改訂が行われた。

【報告等（「平成 26 年度 緑の安全管理士会支部大会資料」に全文を収録)】

●「蜜蜂被害事例調査の中間取りまとめ及び今後の対策」(平成 26 年 6 月 20 日公)
［農水省 HP：http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/nouyaku/140620.html］

●「夏期に北日本水田地帯で発生が見られる巣箱周辺でのミツバチへい死の原因」
(平成 26 年 7 月 18 日)

［農研機構：http://www.naro.affrc.go.jp/publicity_report/press/laboratory/nilgs/053347.html］

【Q&A の改訂等の箇所】

Q1. 農薬を使うのに、何か規制やルールがありますか。　・・・(変更なし)

Q2. 農薬による蜜蜂の被害を防ぐため､日本ではどのような対策が･･･でしょうか。
＜蜜蜂に対する影響試験の結果に・・・＞
【修正】8 行目「・・都道府県の養蜂を担当する部局と・・」 ←「畜産部局」
＜蜜蜂に農薬がかかるのを防ぐため、・・・＞
【改訂】15 行目「2013 年度に養蜂の・・・実施してもらうこと。」
＜蜜蜂の被害を減らすための・・・＞
【改訂】7 行目「2013 年度に農林水産省････(18 行目) 、実施します。」

Q 3. 日本では、農薬による蜜蜂の被害はどの程度発生しているのですか。
【全面改訂】

Q 4. 2008 年の日本における蜜蜂不足の原因は何だと考えていますか。
＜我が国では、2008 年、・・・＞
【加筆】3 行目「2007 年 11 月から女王･･･(4 行目)(※)などが考えられました。」
【修正】11 行目「脚注の追加。」

Q 5. 農薬の蜜蜂への影響に・・・ような試験研究を実施しているのでしょうか。
＜水田地帯で発生する・・・＞
【全面改訂】
＜蜜蜂が殺虫剤を浴びたり、・・・＞
【全面改訂】

Q 6. EU において、ネオニコチノイド系農薬の・・・内容はどのようなものですか。
＜EU は、これらのネオニコチノイド系農薬・・・＞
【修正】8 行目「・・2013 年 1 月 21 日より実施され・・」←「全面的に実施」
【修正】表右端の項目の「農家及び防除業者の使用」の重複部分を削除。
＜【新規項目の加筆】＞
「＜フェニルピラゾール系農薬のフィプロニル・・・＞」

Q 7. これら 3 種類のネオニコチノイド系農薬は・・・に使われているのですか。
【加筆】表の末尾「その他の項目」に「フィプロニル」を追加。

Q 8. 我が国でも EU と同様に・・・系農薬の使用を制限しなくてもいいのですか。
＜我が国では、水稲のカメムシ防除で・・・被害が多く報告されています。＞
【修正】 1 行目「‥目的として殺虫剤を」←「・・目的として農薬を」
【改訂】 4 行目「2013 年度に・・・(末尾)実施してもらうこと。」

＜カメムシ防除の効果、蜜蜂へ・・・使用方法の変更が必要か検討します。＞
【修正】５行目「・・防除に使用する殺虫剤」←「・・使用する農薬」
【修正】６行目「・・解析を行っています。」←「・・解析を始めました。」
【修正】13 行目「・・受ける影響や農薬を浴びたり、花粉などを通じて体内に取り込む量」←「・・影響や農薬の暴露量」

３．水質管理目標設定項目の見直し案に関する意見の募集について（パブコメ）

［厚労省 HP：http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495140252&Mode=0］

厚生労働省は、食品安全委員会の新たな健康影響評価等の知見等に基づき、生活環境水道部会（平成 26 年 1 月 14 日開催）の審議結果を踏まえ、厚生労働省健康局長通知（健発第 1010004 号、平成 15 年 10 月 10 日）別添 1 および別添 2 に掲載する化合物について改正を行うパブリックコメントを実施。

「フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)及び農薬類の目標値の見直しについて(案)」を掲載し、10 月 17 日(金)から 11 月 17 日(月)の間、意見の募集が行れた。

【改正案】

＜別添 1（水質管理目標設定項目）＞

フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)　改定

目標値「0.1mg/L 以下」（現）　⇒　「0.08mg/L 以下」（案）

＜別添 2 農薬類＞（浄水で検出される可能性の高い農薬リスト）

1,3-ジクロロプロペン（D-D）　改定

目標値「0.002mg/L」（現）　⇒　「0.05mg/L」（案）

オキシン銅（有機銅）　改定

目標値「0.04mg/L」（現）　⇒　「0.03mg/L」（案）

【施行日】平成 27 年 4 月 1 日（予定）

※ 平成 15 年、基準省令の改正により掲載農薬((4 化合物)が削除され、健康局長通知「別添 1」で「農薬類」として掲載。具体的には「別添 2」(浄水で検出される可能性の高い農薬）により目標値・分析法が個別に設定された。
農薬類の管理は「別添 1」で、検出値(合計) = Σ 検出値((個別)/目標値(個別)を「1 以下」の目標値と規程し、水道事業者に必要な浄水管理を求めている。

４．「ゴルフ場で使用される農薬に係る平成 25 年度水質調査結果」（平成 26 年 9 月 25 日公表）　［環境省 HP：http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=18670］

（別表１）都道府県別の水質調査結果

都道府県	調査ゴルフ場数注３	調査対象農薬数注３	総検体数注１、注２、注３	うち排水口調査検体数	指針値超過検体数
北海道	50 (2)	86 (83)	563 (146)	254 (146)	0 (0)
青森県	1 (1)	79 (79)	70 (70)	0 (0)	0 (0)
岩手県	1 (1)	79 (79)	70 (70)	70 (70)	0 (0)
宮城県	3 (1)	91 (79)	182 (70)	0 (0)	0 (0)
秋田県	2	6	6	0	0
山形県	1 (1)	79 (79)	70 (70)	70 (70)	0 (0)
福島県	16	41	496	217	0
茨城県	6 (1)	81 (79)	99 (70)	5 (0)	0 (0)

栃木県	67	73	2,597	727	0
群馬県	2 (2)	79 (79)	140 (140)	0 (0)	0 (0)
埼玉県	25	74	1,305	1,056	0
千葉県	14	84	578	256	0
東京都	3 (1)	82 (79)	106 (70)	93 (70)	0 (0)
神奈川県	13	39	180	160	0
山梨県	1 (1)	79 (79)	70 (70)	0 (0)	0 (0)
長野県	8	75	745	627	0
新潟県	6	33	231	61	0
富山県	8	63	451	451	0
石川県	1 (1)	79 (79)	70 (70)	70 (70)	0 (0)
福井県	5	24	34	6	0
岐阜県	3 (1)	79 (79)	81 (70)	0 (0)	0 (0)
静岡県	24	61	837	426	0
愛知県	26	66	235	53	0
三重県	6 (1)	80 (79)	101 (70)	0 (0)	0 (0)
滋賀県	4 (2)	84 (79)	168 (140)	70 (70)	0 (0)
京都府	12	67	255	196	0
大阪府	26	69	751	175	0
兵庫県	86	108	5,557	325	0
奈良県	24	41	831	363	0
和歌山県	5	42	380	0	0
鳥取県	2 (1)	100 (79)	201 (70)	0 (0)	0 (0)
島根県	5	26	70	0	0
岡山県	16	55	794	0	0
広島県	8	41	296	296	0
山口県	2 (1)	79 (79)	74 (70)	70 (70)	0 (0)
徳島県	1 (1)	80 (80)	71 (71)	0 (0)	0 (0)
香川県	12	44	480	480	0
愛媛県	1 (1)	79 (79)	70 (70)	0 (0)	0 (0)
高知県	1 (1)	79 (79)	70 (70)	0 (0)	0 (0)
福岡県	16	75	1,120	477	0
佐賀県	6	31	93	0	0
長崎県	5	58	540	0	0
熊本県	9	33	527	186	0
大分県	3 (1)	85 (81)	177 (72)	72 (72)	0 (0)
宮崎県	1 (1)	81 (81)	72 (72)	0 (0)	0 (0)
鹿児島県	9	54	295	39	0
沖縄県	1 (1)	79 (79)	70 (70)	0 (0)	0 (0)
全国計	547 (24)	-	22,279 (1,691)	7,351 (638)	0 (0)

注１総検体数は(サンプル数×調査成分数)であり、調整池や場外の水域等で採取されたものを含む。
注２総検体数は、都道府県から報告のあった市町村実施分を含む。
注３カッコ内の数字は、地方環境事務所が調査(内訳) したものである。

５．平成 25 年度食品からのダイオキシン類一日摂取量調査等の調査結果（平成 26 年 10 月 3 日公表）

[厚労省 HP：http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000062434.html]

●平成２５年度食品を介したダイオキシン類等有害物質摂取量の評価とその手法開発に関する研究（概要）

１　目的

ダイオキシン類は焼却炉や産業廃棄物の野焼き等で生成されたり、過去に使用されたポリ塩化ビフェニル等に由来するものであったりすることが知られている。ダイオキシン類は土壌や海底の泥等に蓄積され、動物体内では脂肪に蓄積しやすく排泄されにくいこと、また急性毒性の他に発がん性、催奇形性、免疫毒性の疑いがあり、内分泌攪乱作用により生殖障害を起こすおそれもあるなど、人体への影響が懸念されている。

本調査においては、平均的な食生活における食品からのダイオキシン類の摂取量を推定するとともに、ダイオキシン類の摂取の寄与が大きい個別食品等のダイオキシン類の汚染実態を把握する。

２　方法

(1) ダイオキシン類一日摂取量調査　（トータルダイエットスタディ）

全国 7 地域 8 機関で、購入した食品を平成 20～22 年度国民健康・栄養調査の地域別食品摂取量(1 歳以上)を踏まえて調製を行い、13 群に大別して、混合し均一化したもの及び飲料水(合計 14 食品群)注 1 を試料として ダイオキシン類注 2 を分析し、国民の平均的な食生活におけるダイオキシン類の一日摂取量注 3 を算出した。

また、同時期の国民健康・栄養調査結果を基に、幼児(1～3 歳)の食事摂取に従ったトータルダイエット試料を作製注 4 し、幼児の平均的な食生活におけるダイオキシン類の一日摂取量を算出した。

(2) 個別食品等のダイオキシン類の汚染実態調査

国内で流通していた個別食品について、(1)と同様にダイオキシン類を分析した。

３　結果の概要

(1) ダイオキシン類一日摂取量調査　（トータルダイエットスタディ）

食品からのダイオキシン類の国民平均一日摂取量は、0.58 pg TEQ/kg bw/日(0.18～0.97 pg TEQ/kg bw/日))注 5 と推定され、平成 25 年度の結果は前年度よりやや低い値であった。摂取量推定値の最大値(0.97 pg TEQ/kg bw/日)の場合でも、日本における耐容一日摂取量(TDI：4 pg TEQ/kg bw/日)より低く、その 24%程度であった。

また、幼児(1～3 歳)における平均一日摂取量は、0.46 pg TEQ/kg bw/日注 6 と推定され、国民平均の摂取量と大差なかった。

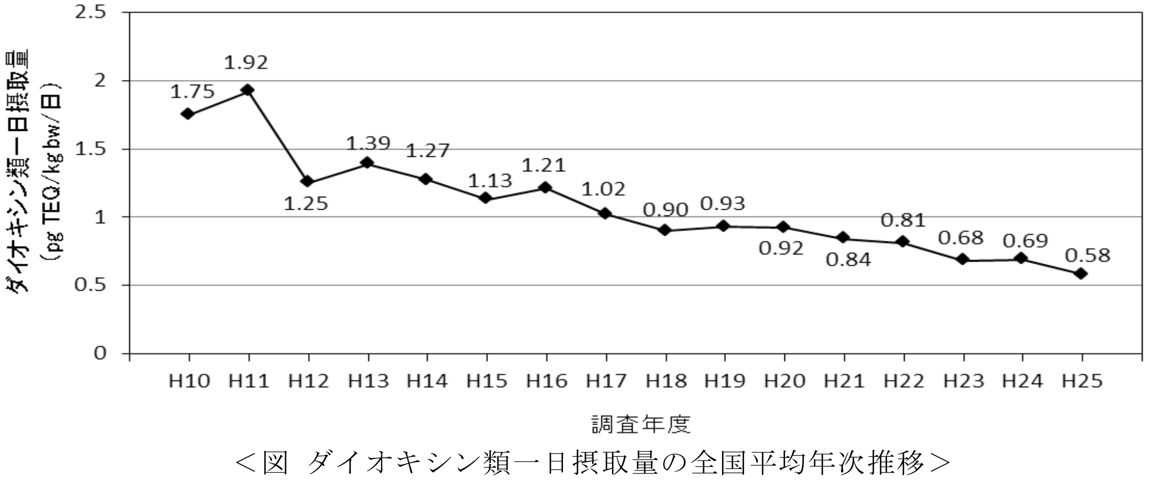

＜図 ダイオキシン類一日摂取量の全国平均年次推移＞

(2) 個別食品等のダイオキシン類の汚染実態調査

魚介類及びその加工品(8種50試料)を調査した結果、 魚介類(カツオ、サバ)では0.21～1.4 pg TEQ/g(中央値0.61 pg TEQ/g)であり、魚介類加工品(カツオなまり節、サバなまり節、カニ味噌、キャビア、鰹節、鰹節を含むふりかけ)では0.036～14 pg TEQ/g(中央値0.16 pg TEQ/g)であった。魚介類加工品では最も中央値の高かったカニ味噌で1.3～14 pg TEQ/g(中央値8.9 pg TEQ/g)であった。(表1)

また、鶏卵について、ケージ飼いのものより平飼いのものの方がダイオキシン類濃度が高い傾向にあることが欧州等で報告されていることから、鶏卵(42試料)を対象に調査を行った。平飼い表示のない鶏卵の調査数が少ない(9試料)ため比較には注意が必要であり、平飼いのものは表示のないものに比べダイオキシン類濃度がやや高い傾向にあったが、平飼いのものでも0.0056～1.4 pg TEQ/g(中央値0.12 pg TEQ/g)であった。(表2)

さらに、平成23～24年度の調査結果においてダイオキシン類が比較的高濃度に含まれていることが判明したサメ肝油加工食品についてフォローアップ調査(2試料)を実施したところ、61及び69 pg TEQ/gと、これまでの調査と同様の結果であった[注7]。このサメ肝油加工食品について、製品に記載されている最大摂取量に基づきダイオキシン類摂取量を推定したところ、120～130 pg TEQ/人/日となり、TDIの58～66%[注8]に相当したが、他の一般的な食品からのダイオキシン類摂取量として本年度のダイオキシン類一日摂取量調査結果(28.9 pg TEQ/人/日[注9])を加味した場合でもTDIを超過することはなかった。

以上より、ダイオキシン摂取量は経年的に減少傾向にあるが、一部の魚介類等からは依然として比較的高い濃度が検出されており、今後も調査を継続し動向を見守る必要があると考えられる。

注1 ダイオキシン類摂取量への寄与が大きい食品群(10群(魚介類)、11群(肉類、卵類)及び12群(乳、乳製品)について3セットずつ試料を調製し、それ以外の群は1セットの試料を調製した。
注2 世界保健機構(WHO)により毒性等価係数が定められているポリ塩化ジベンゾ－パラ－ジオキシン(PCDDs)7種、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDFs)10種及びコプラナーPCB (Co-PCBs)12種の合計29種。
注3 算出にあたり、毒性等価係数は WHO 2005 TEF を用いた。
注4 第14群(飲料水)については、ダイオキシン類摂取量に対する寄与が極めて少ないことが現在までの研究により明らかとなっているため、分析対象より除外。
注5 日本人の平均体重を50 kgと仮定して換算。
注6 幼児の平均体重を12.6 kgと仮定して換算。
注7 平成23年度において67pgTEQ/g、平成24年度において67及び73 pgTEQ/g
注8 体重 50kg と仮定した場合の TDI(200 pg TEQ/日)に対する割合
注9 平成 25 年度のダイオキシン類の一日摂取量調査結果(0.58 pg TEQ/kg bw/ 日)に体重 50kg を乗じた値

＜表1 平成25年度 魚介類及びその加工品中のダイオキシン類の濃度＞

食品		試料数	ダイオキシン類濃度 (pg TEQ/g)		
			平均値	中央値	最小値～最大値
魚介類	カツオ	5	0.31	0.29	0.21 ～0.50
	サバ	5	0.96	0.91	0.71 ～1.4
魚介類加工品	カツオ なまり節	5	0.12	0.065	0.036 ～0.34
	サバ なまり節	5	1.5	1.3	0.70 ～2.3
	カニ味噌	5	8.9	8.9	1.3 ～14
	キャビア	5	0.82	0.83	0.47 ～1.4
	鰹節	10	0.26	0.14	0.11 ～0.91
	ふりかけ(鰹節を含む)	10	0.086	0.069	0.037 ～0.29

＜表 2 平成 25 年度 鶏卵中のダイオキシン類の濃度＞

食品		試料数	ダイオキシン類濃度（pg TEQ/g）		
			平均値	中央値	最小値～最大値
鶏卵	平飼い	33	0.20	0.12	0.0056 ～1.4
	平飼い表示なし	9	0.037	0.034	0.0016 ～0.15

【用語説明】

・ダイオキシン類：ダイオキシン及びコプラナーPCB

・ダイオキシン：

ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン

(Polychlorinated dibenzo- *p* -dioxins／PCDDs)

ポリ塩化ジベンゾフラン（Polychlorinated dibenzofurans／PCDFs)

・コプラナーPCB（Coplanar polychlorinated biphenyls／Co-PCBs）：

PCDDs 及び PCDFs と類似した生理作用を示す一群のポリ塩化ビフェニル（PCB）類

・トータルダイエットスタディ：

人が通常の食生活において、食品を介して化学物質等の特定の物質がどの程度実際に摂取されるかを把握するための調査方法。トータルダイエットスタディには、「マーケットバスケット方式」と「陰膳方式」の 2 種類あり、本調査では「マーケットバスケット方式」を採用している。

・マーケットバスケット方式

広範囲の食品を小売店等で購入し、必要に応じて摂食する状態に加工・調理した後に分析し、食品群ごとの 化学物質等の特定の物質 の平均含有濃度を算出する。これに、特定の集団（例えばすべての日本人）におけるこの食品群の平均的な消費量を乗じることにより、食品群ごとに 特定の物質 の平均的な摂取量を推定する。この結果を全食品群について足し合わせることにより、この集団の 特定の物質 の平均的な摂取量を推定する。

・TEF（Toxic Equivalency Factor／毒性等価係数）：

ダイオキシン類は異性体により毒性の強さがそれぞれ異なっており、ダイオキシン類として全体の毒性を評価するためには、合計した影響を考えるための手段が必要であることから、最も毒性が強い 2,3,7,8-TeCDD の毒性を 1 として他のダイオキシン類の仲間の毒性の強さを換算するための係数のこと。なお、今回は 2005 年に WHO で再評価された TEF を用いている。

・TEQ （ Toxic Equivalent ／ 毒性等量）：

ダイオキシン類は通常、毒性強度が異なる異性体の混合物として環境中に存在するので、摂取したダイオキシン類の量は、各異性体の量にそれぞれの TEF を乗じた値を総和した毒性等量として表す。

・TDI（Tolerable Daily Intake／耐容一日摂取量）：

長期にわたり体内に取り込むことにより健康影響が懸念される化学物質について、その量まではヒトが一生涯にわたり摂取しても健康に対する有害な影響が現れないと判断される一日当たりの摂取量。

ダイオキシン類の TDI については、1999 年 6 月に厚生省及び環境庁の専門家委員会で、当面 4pg TEQ/kg bw/日（1 日、体重 1 kg 当たり、4pg TEQ の意味。体重 50kg の人であれば、4pg TEQ×50 kg で計算し、TDI は 200pg TEQ となる。）とされている。

６． 農薬の使用に伴う事故及び被害の発生状況（平成 26 年 11 月 28 日公表）
[農水省 HP：http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/nouyaku/141128.html]

（別紙）

農薬の使用に伴う事故及び被害の発生状況（平成21～25年度）

１. 人に対する事故　（単位：件（人））

区分		21		22		23		24		25	
死亡	散布中	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	誤　用	3	(3)	3	(3)	8	(8)	2	(2)	4	(4)
	小　計	3	(3)	3	(3)	8	(8)	2	(2)	4	(4)
中毒	散布中	8	(42)	11	(21)	10	(18)	18	(36)	11	(12)
	誤　用	16	(34)	24	(28)	18	(22)	18	(22)	13	(18)
	小　計	24	(76)	35	(49)	28	(40)	36	(58)	24	(30)
計		27	(79)	38	(52)	36	(48)	38	(60)	28	(34)

（注）集計した事故には、発生時の状況が不明のものも含む。
区分欄の「誤用」は、誤飲・誤食等を指し、自他殺は含まない。散布中以外の事故を含む。

（原因別）　（単位：件（人））

区分 ＼ 年度	21		22		23		24		25	
マスク、メガネ、服装等装備不十分	1	(1)	3	(3)	7	(12)	5	(5)	3	(3)
使用時に注意を怠ったため本人が暴露	0	(0)	1	(1)	1	(1)	5	(5)	0	(0)
長時間散布や不健康状態での散布	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
防除機の故障、操作ミスによるもの	0	(0)	3	(4)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
散布農薬の飛散によるもの	2	(2)	2	(2)	0	(0)	1	(1)	4	(4)
農薬使用後の作業管理不良	5	(39)	2	(11)	2	(5)	7	(25)	4	(5)
保管管理不良、泥酔等による誤飲誤食	6	(6)	12	(12)	16	(17)	16	(16)	11	(11)
薬液運搬中の容器破損、転倒等	3	(9)	1	(4)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
その他	4	(16)	1	(1)	2	(5)	1	(5)	2	(7)
原因不明	6	(6)	13	(14)	8	(8)	3	(3)	4	(4)
計	27	(79)	38	(52)	36	(48)	38	(60)	28	(34)

２. 農作物、家畜等に対する被害　（単位：件）

被害対象 ＼ 年度	21	22	23	24	25
農作物	8	7	8	14	10
家畜	0	0	0	0	0
蚕	0	0	0	0	0
蜜蜂	5	6	8	11	–※
魚類	6	4	10	6	5
計	19	17	26	31	15

※農薬による蜜蜂の被害については本調査とは別に、平成25年5月より新たな調査を開始しているため、本調査の調査対象から除外した。

３. 自動車、建築物等構造物に対する被害　（単位：件）

被害対象 ＼ 年度	21	22	23	24	25
自動車	0	0	0	0	0
建築物	0	0	0	0	1
その他	1	0	0	0	2
計	1	0	0	0	3

７．急性参照用量を考慮した残留基準の設定

[厚労省 HP (資料 10):http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000066808.html]

【短期摂取量の推定方法 ＜上記資料 10(21 頁)の補足として＞**】**

推定方法は、作物の大きさ、摂取量により区分され、ケース 1、ケース 2a、ケース 2b、ケース 3 に分けられ評価します。

［ベースとなる考え方］

① 同じ圃場で栽培・管理されている作物でも、作物個々(ユニット)への散布農薬の残留性は均一ではなく、バラツキがあること。

② 登録申請の際に提出する作物残留試験は、その試料調製場所を代表する均一の作物の分析値となるように試料調製(圃場からの試料採取、試料カット、混合等)し、実施される。

即ち、分析値は圃場の最大の作物残留を反映するものではなく、また、真の最大値を決めることは現実問題としてできない。このような状況下、短期暴露評価は如何に作物残留試験結果を基に最高残留濃度を推定し、且つ当該作物の多食者のリスク評価を行うかが課題です。

●残留性（作物の大きさ）

評価区分の考え方としては、例えば、米のように作物(ユニット)が小さく、一度に多量を食する作物は、残留の高いもの、低いものを混食することになる。

このような作物の場合は、作物残留試験の試料と同質と考えられる。一方、すいかのような大きな作物(ユニット)の場合には、複数個を食することは珍しく最大残留のユニットを食したワーストシナリオを想定する必要がある。

●摂取量

平成 17～19 年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成 19～24 年度の厚生労働科学研究の結果を基に、一日最大摂取量(当該食品を食した人の 97.5 パーセンタイル値(下から 97.5%目となる多食者)及び摂取者平均体重を整理。
(ADI では、当該食品を食していない人を含めた平均値を用いる。)

ケース１

1 個(ユニット)が 25g 以下（例、いちご、きんかん、にら、わけぎ、など）

混成試料中(作物残留試験の試料調製)の残留濃度が、摂取する食品中の濃度を反映している場合 ・・・(多食者は)多くのユニットを食すことから、残留の高いもの、低いものを食していることとなる。この状況は、残留試験と同質の均一化されたものと解釈できる。

ポイント：①多食者(97.5%タイル)
②作残例数が 3 例以下の場合は、残留基準値案が採用されること。
(残留分析値の最大値が 0.49 であっても、作残試験 3 例以下の場合は、基準値案の 1 が採用されること。)

短期推定摂取量＝最大摂取量×<u>最大残留濃度*</u>÷各食品の摂取者平均体重

注）＊ 作残試験 4 例以上：最大残留分析値 作残試験 3 例以下：残留基準値案

注）「最大残留濃度」の標記は、厚労省資料中に用いてない。
ここでは、作物残留試験分析値のうち最大の数値(又は、残留基準値案) の意で『最高残留濃度』と区別するために便宜的に用いた。

ケース２

1 個(ユニット)が 25g 以上の作物について適用される。多食者の摂取量が 1 ユニット以上(a)か、以内(b)かにより評価法が分かれる。

◇ ケース 2a

複数ユニットを摂取（例、ばれいしょ、こまつな、なす、トマト、など）

ポイント：①多食者(97.5%タイル)、②1 個目は最高残留濃度((最大残留濃度×3 (変動係数))の作物を、2 個目からは最大残留濃度の作物を摂取、(③作残例数によっては、残留基準値案を採用)

短期推定摂取量＝［ 1 ユニット可食部重量 × 最高残留濃度* ＋ (最大摂取量－1 ユニット可食部重量)×最大残留濃度**
÷ 各食品の摂取者平均体重

注） ＊ 最大残留濃度+ × 3（変動係数） ＋ 作残試験 4 例以上：最大残留分析値 作残試験 3 例以下：残留基準値案 ** 作残試験 4 例以上：最大残留分析値 作残試験 3 例以下：残留基準値案

◇ ケース 2b

1 ユニットを摂取(ポイント：①多食者(97.5%タイル)、②最高残留濃度(最大残留濃度×3(変動係数))の作物を摂取、(③作残例数によっては残留基準値案を採用)
短期推定摂取量＝最大摂取量×最高残留濃度* ÷各食品の摂取者平均体重

注） ＊ 最大残留濃度+ × 3（変動係数） ＋ 作残試験 4 例以上：最大残留分析値 作残試験 3 例以下：残留基準値案

ケース３

大量に混合したり、ブレンドされる場合((例：米、人参ジュース、緑茶類、大豆油など)

ポイント：①多食者(97.5%タイル)

短期推定摂取量＝最大摂取量×残留濃度* ÷各食品の摂取者平均体重

注） ＊ 作残試験の分析値(中央値又は平均値)×加工係数+ ＋ 加工係数：農薬・作物の調理/加工データ(例：米の 炊飯による減少)があれば利用できる

資料１０

急性参照用量を考慮した残留基準の設定について
（短期摂取量の推定等について）

平成 26 年 11 月 27 日
農薬・動物用医薬品部会

現在、食品安全委員会は、農薬の食品健康影響評価において急性参照用量（ARfD）の設定を含む評価を開始している。今後、本部会において各農薬の短期摂取量を推定し、ARfD を考慮した基準設定を開始することから、国際的な手法等を踏まえ、短期摂取量の推定方法等についてとりまとめる。

１．短期摂取量の推定方法

基準値が設定される食品ごとに以下のデータに基づき、JMPR（FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議）において用いられている一点推定法により、短期摂取量を推定し、その摂取量が ARfD を超えないことを確認する。

ARfD の設定された農薬に対して、一般及び幼小児のそれぞれのグループについて、短期摂取量の推定を行う。

また、「妊婦又は妊娠している可能性のある女性」に対する ARfD が設定された場合には、これに追加して女性のグループの短期摂取量の推定を行う。

２．一日最大摂取量の取扱

平成 17～19 年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成 19～24 年度の厚生労働科学研究の結果をもとにとりまとめられた以下のデータを、短期摂取量の推定に用いる。

○　一日最大摂取量（97.5 パーセンタイル値）及び摂取者平均体重
　　一般（1 歳以上）、幼小児（1～6 歳）、女性（14～50 歳）の各グループ別
○　農作物の可食部ユニット重量

対象とする食品は、原則として、JMPR と同様に、統計学的に 95%の信頼水準で 97.5 パーセンタイル値を求めるために必要な最小のデータ数である 120 人・日以上の摂食量データが得られた食品とする。

ただし、幼小児のグループについては、世帯ごとに食品摂取頻度・摂取量調査が実施されており、データ総数（延べ人･日）が一般のグループの約 4%であることから、信頼

水準の程度を勘案して、データ数が 64 人・日以上の食品についても評価対象に含める。また、女性のグループについては、データ数が 120 人・日未満の食品には、体重や摂食量が近似していると考えられる一般のデータを代用する。(別紙参照)

３．作物残留試験結果の取扱

残留試験のデータ数が、4 例以上の場合は最高残留濃度（HR）を、3 例以下の場合は残留基準値案を用いて各農薬の短期摂取量の推定を行う。

４．ARfD を超過した農作物の残留基準の検討

農薬の短期摂取量の推定量が ARfD を超過する場合には、基準値案の引き下げや必要なデータの追加などを個別に検討することとする。

＜参考＞

○急性参照用量を考慮した残留農薬基準の設定について（平成 26 年 3 月 18 日開催薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会資料）

http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11121000-Iyakushokuhinkyoku-Soumuka/0000040984.pdf

http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11121000-Iyakushokuhinkyoku-Soumuka/0000040985.pdf

○Submission and evaluation of pesticide residues data for the estimation of maximum residue levels in food and feed (FAO, 2009)　第 7 章

http://www.fao.org/docrep/012/i1216e/i1216e07.pdf

○International estimated short-term intake (IESTI)

http://www.who.int/foodsafety/areas_work/chemical-risks/guidance_for_IESTI_calculation.pdf?ua=1

○厚生労働科学研究

平成 19～21 年度　食品中残留農薬等の汚染実態と急性暴露評価に関する研究

平成 22～24 年度　食品中残留農薬等の急性暴露評価及び汚染実態把握に関する研究

（別紙）

一般（1歳以上）　　[対象：122食品]

食品	摂取者数（人・日）[総数40,394]	最大摂取量（97.5%タイル値）（g/日）	摂取者平均体重（kg）	ケース ※最下の計算式参照	1ユニット重量（g）（可食部） ※最下の計算式参照
米	38519	350.4	55.2	3	−
小麦	14870	76.4	55.4	3	−
大麦	1767	45.3	52.8	3	−
麦茶	9969	42.4	52.5	3	−
スイートコーン	2656	230.0	52.3	2a	180
そば	1791	70.0	58.1	3	−
大豆	1886	49.7	52.0	3	−
いんげん	381	75.0	46.3	3	−
らっかせい	1331	77.0	54.7	3	−
ばれいしょ	16179	187.2	54.5	2a	162
さといも	3871	160.0	55.4	2a	68
かんしょ	4024	225.0	53.6	2b	270
やまいも	2540	150.0	55.4	2b	630
だいこんの根	20098	216.5	56.3	2b	1170
だいこんの葉	1432	151.9	55.2	2b	360
かぶの根	2357	160.0	56.4	2a	127
かぶの葉	576	76.1	54.9	2a	35
はくさい	9748	240.0	55.6	2b	1880
キャベツ	17662	176.0	55.3	2b	1275
ケール	134	160.0	59.8	2b	970
こまつな	4075	142.0	53.8	2a	43
きょうな	2783	117.5	55.6	2a	34
チンゲンサイ	1524	140.8	53.5	2a	128
カリフラワー	459	135.9	55.0	2b	300
ブロッコリー	5688	109.1	54.5	2b	200
たかな	714	148.9	56.9	2b	1840
菜花	812	153.0	55.5	1	−
ごぼう	6458	90.0	55.0	2b	180
しゅんぎく	1669	125.0	56.7	2a	30
レタス類	12663	105.0	55.8	2b	490
非結球レタス類	1929	75.0	55.8	2b	282
レタス	11165	106.7	55.8	2b	490
たまねぎ	26126	150.0	54.8	2b	244
ねぎ	21042	70.8	55.6	2b	97
にんにく	7466	11.3	54.2	2b	46
にんにくの芽	168	100.0	56.5	1	−
にら	4540	73.3	54.4	1	−
アスパラガス	1787	116.7	55.9	1	−
わけぎ	233	105.6	53.3	1	−
らっきょう	1423	60.0	56.4	1	−
にんじん	27689	81.6	54.7	2b	243
にんじんジュース	203	360.0	53.2	3	−
パセリ（生）	2595	8.7	55.1	1	−
パセリ（乾燥）	162	46.5	52.1	3	−
セロリ	1517	100.0	54.4	2b	860
みつば	2016	45.7	56.6	1	−

せり	193	94.2	57.5	1	−
トマト	17328	218.8	55.4	2a	194
ピーマン	9706	72.7	55.1	2a	34
なす	7486	207.0	57.2	2a	81
とうがらし（生）	175	95.0	58.9	1	−
ししとう	848	59.6	58.3	1	−
きゅうり	19730	155.3	55.4	2a	98
かぼちゃ	6027	180.0	55.0	2b	900
ズッキーニ	133	133.3	55.3	2b	173
しろうり	583	158.0	57.3	2b	1500
すいか	1499	600.0	54.6	2b	3000
メロン	1402	300.0	53.0	2b	550
とうがん	359	306.7	54.1	2b	2100
にがうり	1305	150.0	55.7	2b	340
ほうれんそう	8430	176.9	55.1	2a	45
たけのこ	5132	147.8	55.3	2b	600
オクラ	2110	81.0	54.9	1	−
しょうが	11658	16.9	55.3	2b	208
未成熟えんどう（さや）	2020	90.0	55.3	1	−
未成熟えんどう（豆）	2683	90.0	53.0	1	−
未成熟いんげん	3442	106.4	54.7	1	−
えだまめ	1612	137.5	54.3	1	−
マッシュルーム	256	56.0	50.3	1	−
しいたけ	12353	59.9	55.3	1	−
きくらげ	893	50.0	54.7	1	−
しめじ	5990	75.0	54.6	1	−
なめこ	1431	85.0	55.5	1	−
エリンギ	1603	84.3	55.0	1	−
ひらたけ	338	60.0	52.6	1	−
まいたけ	1698	70.0	55.5	1	−
えのきたけ	5202	69.0	54.2	1	−
ずいき	196	191.7	56.8	2b	1000
もやし	7713	125.0	54.5	1	−
れんこん	1942	114.8	55.4	2b	240
そら豆（生）	238	163.8	55.8	1	−
みかん	5962	309.4	53.7	2a	96
なつみかん	488	264.0	53.9	2a	203
レモン	456	38.7	55.4	2b	150
オレンジ	805	200.0	51.7	2a	143
オレンジ果汁	565	500.0	50.3	3	−
グレープフルーツ	1088	315.0	54.9	2b	315
きんかん	135	120.0	50.2	1	−
ぽんかん	333	379.0	54.7	2a	98
ゆず	1388	30.0	57.0	2b	100
すだち	386	30.0	57.3	2b	50
りんご	8982	256.8	53.9	2b	297.5
りんご果汁	513	500.0	47.2	3	−
日本なし	2394	308.5	54.1	2a	255
西洋なし	303	250.0	53.5	2b	255
びわ	203	301.1	53.7	2a	42
もも	1389	278.0	51.9	2a	213
プルーン	561	178.6	53.3	2a	67
うめ	4731	26.0	56.9	2b	26

おうとう	456	129.5	51.9	1	－
いちご	2588	200.0	52.5	1	－
ブルーベリー	435	80.0	55.8	1	－
ぶどう	1795	235.0	52.3	2b	425
かき	2683	360.0	55.4	2a	216
バナナ	6671	200.0	53.7	2b	763
キウィー	1643	140.0	54.0	2a	83
アボカド	287	132.0	55.6	2b	140
パイナップル	1230	250.0	50.1	2b	1100
マンゴー	171	242.0	53.8	2b	260
いちじく	265	250.0	54.8	2a	85
ごまの種子	11493	13.5	54.5	3	－
ぎんなん	456	30.0	56.8	3	－
くり	717	112.0	52.4	3	－
アーモンド	501	26.0	48.8	3	－
くるみ	561	26.7	52.6	3	－
緑茶類	23704	34.5	56.8	3	－
カカオ豆	1375	10.5	49.1	3	－
ホップ	4215	1.4	62.4	3	－
とうもろこし油	219	24.8	51.5	3	－
オリーブオイル	3210	19.2	54.6	3	－
大豆油	502	20.8	46.9	3	－
なたね油	1697	25.0	53.6	3	－

幼小児（1～6歳）　　［ 対象：64食品 ］

食品	摂取者数（人・日）[総数1,619]	最大摂取量（97.5%タイル値）（g/日）	摂取者平均体重（kg）	ケース ※最下の計算式参照
米	1541	179.2	16.5	3
小麦	632	50.0	17.0	3
大麦	90	12.0	17.2	3
麦茶	770	29.1	16.4	3
スイートコーン	158	136.4	17.0	2b
大豆	100	19.5	17.0	3
らっかせい	66	20.5	17.6	3
ばれいしょ	758	128.0	16.9	2b
さといも	132	79.0	17.2	2a
かんしょ	209	138.0	16.4	2b
やまいも	82	78.0	17.2	2b
だいこんの根	530	120.8	16.6	2b
はくさい	306	87.5	16.7	2b
キャベツ	677	88.8	17.0	2b
こまつな	151	68.7	17.4	2a
ブロッコリー	271	82.4	17.2	2b
ごぼう	212	35.7	17.0	2b
レタス類	414	56.0	17.1	2b
非結球レタス類	78	84.4	18.2	2b
レタス	348	50.0	17.0	2b
たまねぎ	1199	97.0	16.6	2b
ねぎ	680	36.5	16.9	2b
にんにく	318	4.0	16.5	2b

にら	194	35.6	16.9	1
にんじん	1200	57.0	16.5	2b
パセリ（生）	108	3.0	17.2	1
トマト	660	148.5	16.4	2b
ピーマン	422	39.3	16.4	2a
なす	134	85.0	15.8	2a
きゅうり	717	82.0	16.9	2b
かぼちゃ	226	87.5	16.4	2b
すいか	66	450.0	15.6	2b
メロン	97	160.0	16.4	2b
ほうれんそう	352	102.0	17.1	2a
たけのこ	193	47.7	16.9	2b
オクラ	92	69.4	16.1	1
しょうが	345	8.3	16.8	2b
未成熟えんどう（さや）	66	20.0	16.1	1
未成熟えんどう（豆）	142	30.0	16.7	1
未成熟いんげん	125	66.9	16.6	1
えだまめ	81	46.8	16.7	1
しいたけ	432	30.2	16.7	1
しめじ	228	33.3	16.0	1
えのきたけ	232	30.0	16.8	1
もやし	372	70.0	16.7	1
れんこん	77	60.0	17.5	2b
みかん	277	264.0	16.7	2a
オレンジ	80	150.0	16.2	2a
オレンジ果汁	89	300.0	16.8	3
りんご	404	180.0	16.8	2b
りんご果汁	87	550.0	16.3	3
日本なし	100	160.0	16.7	2b
もも	122	261.8	16.2	2a
うめ	82	19.4	17.0	2b
いちご	219	179.2	16.6	1
ぶどう	102	164.7	16.1	2b
かき	79	117.3	16.8	2b
バナナ	362	200.0	15.6	2b
パイナップル	98	190.0	17.8	2b
ごまの種子	441	7.3	16.8	3
緑茶類	339	15.5	16.0	3
カカオ豆	145	5.5	16.2	3
オリーブオイル	133	6.8	17.7	3
なたね油	83	10.5	17.4	3

女性（14～50歳）　［ 対象：122食品 ］

食品	摂取者数（人・日）[総数9,079]	最大摂取量（97.5%タイル値）（g/日）	摂取者平均体重（kg）	ケース ※最下の計算式参照
米	8441	273.0	53.0	3
小麦	3519	73.3	53.0	3
大麦	213	42.5	53.0	3
麦茶	2530	39.6	53.0	3
スイートコーン	573	166.6	53.3	2b

	そば	319	53.0	54.3	3
	大豆	328	43.5	52.3	3
※	いんげん	381	75.0	46.3	3
	らっかせい	184	50.0	53.6	3
	ばれいしょ	3614	177.8	53.1	2a
	さといも	656	140.0	53.2	2a
	かんしょ	805	180.0	53.0	2b
	やまいも	499	144.0	52.7	2b
	だいこんの根	3785	180.0	53.0	2b
	だいこんの葉	198	147.9	53.1	2b
	かぶの根	362	135.0	53.3	2a
※	かぶの葉	576	76.1	54.9	2a
	はくさい	1950	206.3	53.4	2b
	キャベツ	3855	167.8	53.2	2b
※	ケール	134	160.0	59.8	2b
	こまつな	748	125.0	52.5	2a
	きょうな	612	100.0	52.4	2a
	チンゲンサイ	328	126.7	52.6	2b
※	カリフラワー	459	135.9	55.0	2b
	ブロッコリー	1282	109.1	52.4	2b
※	たかな	714	148.9	56.9	2b
	菜花	134	118.3	53.0	1
	ごぼう	1282	76.3	52.7	2b
	しゅんぎく	255	99.0	52.4	2a
	レタス類	3045	100.0	52.9	2b
	非結球レタス類	450	73.5	52.8	2b
	レタス	2710	100.0	52.8	2b
	たまねぎ	6064	136.8	52.9	2b
	ねぎ	4435	60.2	53.1	2b
	にんにく	1737	8.4	52.5	2b
	にんにくの芽	168	100.0	56.5	1
	にら	997	50.0	53.2	1
	アスパラガス	369	97.9	53.2	1
	わけぎ	233	105.6	53.3	1
	らっきょう	130	70.0	54.6	1
	にんじん	5996	80.0	52.9	2b
※	にんじんジュース	203	360.0	53.2	3
	パセリ（生）	701	7.0	52.9	1
※	パセリ（乾燥）	162	46.5	52.1	3
	セロリ	267	95.0	52.9	2b
	みつば	416	30.7	53.2	1
※	せり	193	94.2	57.5	1
	トマト	3989	174.0	53.1	2b
	ピーマン	2153	58.8	52.7	2a
	なす	1343	158.0	53.2	2a
※	とうがらし（生）	175	95.0	58.9	1
	ししとう	159	66.7	54.5	1
	きゅうり	4239	125.6	53.2	2a
	かぼちゃ	1170	166.7	52.4	2b
※	ズッキーニ	133	133.3	55.3	2b
※	しろうり	583	158.0	57.3	2b
	すいか	248	600.0	53.0	2b
	メロン	256	318.0	53.3	2b

※	とうがん	359	306.7	54.1	2b
	にがうり	241	150.0	51.7	2b
	ほうれんそう	1662	150.0	53.0	2a
	たけのこ	1086	111.1	52.8	2b
	オクラ	389	76.0	52.7	1
	しょうが	2492	13.3	52.9	2b
	未成熟えんどう(さや)	414	70.0	52.7	1
	未成熟えんどう(豆)	572	61.5	53.1	1
	未成熟いんげん	698	71.5	52.2	1
	えだまめ	278	117.2	51.7	1
※	マッシュルーム	256	56.0	50.3	1
	しいたけ	2554	49.7	52.7	1
	きくらげ	161	38.0	53.3	1
	しめじ	1307	68.6	52.6	1
	なめこ	240	84.5	51.8	1
	エリンギ	384	72.0	54.3	1
※	ひらたけ	338	60.0	52.6	1
	まいたけ	333	66.7	52.9	1
	えのきたけ	1235	62.3	52.3	1
※	ずいき	196	191.7	56.8	2b
	もやし	1760	119.5	53.4	1
	れんこん	401	107.5	53.2	2b
※	そら豆(生)	238	163.8	55.8	1
	みかん	1031	249.0	53.3	2a
※	なつみかん	488	264.0	53.9	2a
※	レモン	456	38.7	55.4	2b
	オレンジ	190	171.5	53.2	2a
	オレンジ果汁	137	400.0	55.0	3
	グレープフルーツ	242	286.4	53.1	2b
※	きんかん	135	120.0	50.2	1
※	ぽんかん	333	379.0	54.7	2a
	ゆず	213	25.7	52.9	2b
※	すだち	386	30.0	57.3	2b
	りんご	1598	238.0	52.4	2b
※	りんご果汁	513	500.0	47.2	3
	日本なし	531	253.3	52.4	2b
※	西洋なし	303	250.0	53.5	2b
※	びわ	203	301.1	53.7	2a
	もも	248	250.0	52.7	2a
※	プルーン	561	178.6	53.3	2a
	うめ	821	24.0	52.6	2b
※	おうとう	456	129.5	51.9	1
	いちご	552	175.0	52.2	1
※	ブルーベリー	435	80.0	55.8	1
	ぶどう	390	224.5	51.4	2b
	かき	421	244.2	52.8	2a
	バナナ	1117	195.0	52.5	2b
	キウィー	357	153.0	52.7	2a
※	アボカド	287	132.0	55.6	2b
	パイナップル	224	250.0	52.1	2b
※	マンゴー	171	242.0	53.8	2b
※	いちじく	265	250.0	54.8	2a
	ごまの種子	2255	11.2	52.8	3

※	ぎんなん	456	30.0	56.8	3
	くり	134	100.0	51.7	3
※	アーモンド	501	26.0	48.8	3
※	くるみ	561	26.7	52.6	3
	緑茶類	4585	29.9	53.4	3
	カカオ豆	375	10.9	52.4	3
	ホップ	446	1.0	52.7	3
※	とうもろこし油	219	24.8	51.5	3
	オリーブオイル	699	18.0	52.8	3
※	大豆油	502	20.8	46.9	3
	なたね油	405	22.3	52.9	3

- ユニット重量は各グループ共通
- 一般については、統計学的に95%の信頼水準で97.5パーセンタイル値を求めるのに必要な最小のデータ数である120人・日以上の摂取量データがある食品を暴露評価の対象とする。
- 幼小児については、64人・日(信頼水準80%)以上の摂取量データがある食品を暴露評価の対象とする。
- 女性(14～50歳)のグループの短期摂取量は、妊婦または妊娠している可能性のある女性に対する急性参照用量が設定された場合に、推定を行う。

※女性(14～50歳)のデータ数が120人・日未満であることから、一般のデータを用いる食品

<短期摂取量の推定方法>

○ ケース1

混成試料中の残留濃度が、摂食する食品中の濃度を反映している場合

(U＜25 g)

$$\text{短期推定摂取量} = \frac{LP \times R}{bw}$$

○ ケース2

摂食する食品中の濃度が、混成試料中の残留濃度よりも高い恐れがある場合

(U≧25g)

✓ ケース2a ： 2～3ユニットを摂食 (LP＞U)

$$\underset{(mg/kg\ bw/日)}{\text{短期推定摂取量}} = \frac{U \times (R \times v) + (LP - U) \times R}{bw}$$

✓ ケース2b ： 1ユニットを摂食 (LP≦U)

$$\underset{(mg/kg\ bw/日)}{\text{短期推定摂取量}} = \frac{LP \times (R \times v)}{bw}$$

○ ケース3

大量に混合したり、ブレンドされる場合

$$\underset{(mg/kg\ bw/日)}{\text{短期推定摂取量}} = \frac{LP \times RM}{bw}$$

LP 最大摂取量(各食品の摂食者における1日あたりの摂食量の97.5パーセンタイル値) [kg]

R 作物残留試験における最高残留濃度(HR)または残留基準値(MRL) [mg/kg]

作物残留試験が4例以上ある場合にHRを用いることができる。3例以下の場合はMRLを用いる。

bw 各食品の摂取者の平均体重 [kg]

U 1ユニットの可食部重量 [kg]

v 変動係数 ： ユニット別残留濃度の97.5パーセンタイル値／平均値

原則、v＝3を用いる。

RM 作物残留試験における中央値または平均値に加工係数を乗じたもの [mg/kg]

8 農薬登録等の情報

(1) 使用制限のかかる農薬変更登録情報

農薬の登録内容は、必要に応じて見直しが行われます。農薬を適正に使用する上において特に使用制限となる変更には留意が必要です。

平成 26 年 8 月以降に使用制限となった農薬は次のとおりです。

農薬名 (商品名)	変更内容(今回の使用制限 変更にかかる部分のみ)	理由	変更(予定)日
コルト顆粒水和剤	「だいこん」の削除	1	平成 26 年 8 月 27 日
ベンレート水和剤	◇「小麦」(※)の適用病害虫名「赤かび病」の本剤の使用回数を「3回以内」から「2回以内」に変更する。 ◇「えんどうまめ」の使用時期を「収穫7日前まで」から「収穫14日前まで」に変更する。 ◇「かんきつ(みかんを除く)」の本剤の使用回数およびベノミルを含む農薬の総使用回数を「4回以内」から「2回以内」に変更する。 ◇作物名「かんきつ(みかんを除く)」の適用病害虫名「そうか病」、「灰色かび病」を削除する。	2	平成 26 年 9 月 24 日
ダニゲッターフロアブル	「ぶどう」の使用時期を「収穫前日まで」から「果実肥大期(大豆大期)～収穫前日」に変更する。	3	平成 26 年 10 月 2 日

【変更理由】

1：新たに導入された短期暴露評価に対応して製造者が自ら短期的な摂取量を試算した結果、本剤の使用により想定される最高濃度で残留した「だいこんの葉」を一度又は 1 日に多く摂取した場合に、想定される急性参照用量を超過することが予想されたため。

2．現在の登録内容の維持に必要な試験成績の整備に経費と時間を要するため。

3．薬害を回避するため。

なお、新たに導入された短期暴露評価に対応しての変更内容及び変更理由については、当協会ホームページの「トピックス欄」の「使用制限となる農薬と変更内容」に、農薬名ごとの変更内容を詳細に掲載していますのでご確認下さい。

http://www.midori-kyokai.com/topix/topix_touroku-seigen.html

【短期暴露評価の導入に伴う変更】

農薬名　(商品名)	変更理由	変更(予定)日
オルトラン水和剤 オルトラン粒剤 ジェイエース水溶 ジェイエース粒剤	新たに導入された短期暴露評価に対応して製造者が自ら短期的な摂取量を試算した結果、本剤の使用により想定される最高濃度で残留した農作物を一度 又は 1 日に	平成 26 年 11 月 17 日

ジェネレート水溶 ジェネレート粒剤	多く摂取した場合に、想定される急性参照用量を超過することが予想されたため。	

(2) 病害虫発生予察情報「特殊報」について

平成 26 年 6 月 19 日以降、都道府県が発表している『特殊報』は次のとおりです。　注）：6 月 18 日までは既報(みどりのたより 60 号)

発表月日	都道府県名	対象作物名	対象病害虫名
H26.6.19	山口県	ほうれんそう	ハコベハナバエ
H26.7.2	京都府	ねぎ	ネギえそ条斑病
H26.7.11	愛知県	うめ	ウメ輪紋病
H26.7.24	栃木県	ピーマン、ミニトマト	ピーマンえそ輪点病、トマト茎えそ病（仮称）
H26.7.24	栃木県	トマト	トマト葉かび病（レース 2.9、4.9、2.5.9、4.5.9)
H26.7.30	群馬県	なす	トビイロシワアリ
H26.8.1	愛媛県	いちじく	イチジクモザイク病
H26.8.4	佐賀県	きゅうり（施設）	ナスコナカイガラムシ
H26.8.6	和歌山県	きゅうり	キュウリ退緑黄化病
H26.8.26	高知県	しそ	シソモザイク病（仮称）
H26.8.26	高知県	しそ	シソサビダニ
H26.8.28	栃木県	ねぎ	ネギ葉枯病
H26.9.2	長崎県	キウイフルーツ	キウイフルーツかいよう病（Ｐｓａ１系統）
H26.9.24	岐阜県	トマト	トマトモザイク病(Tm-1、Tm-2 及び $Tm\text{-}2^a$ 打破系統)
H26.9.30	茨城県	いちご	チバクロバネキノコバエ
H26.9.30	佐賀県	なし	ヒメボクトウ
H26.10.7	福岡県	ミニトマト、なす	クロテンコナカイガラムシ
H26.10.8	神奈川県	インパチェンス	インパチエンスべと病
H26.10.9	島根県	トルコギキョウ	トルコギキョウえそ輪紋病
H26.10.14	東京都	トマト	トマト茎えそ病（仮称）

H26.10.20	岡山県	トマト	トマト黄化えそ病

９．平成 26 農薬年度ゴルフ場・緑地向け農薬出荷実績(速報値)

ゴルフ場・緑地分野での農薬の出荷実績は、数量が 7,223ton･kℓ(前年比＋982 ton･kℓ(115.7%))、金額は 27,847 百万円(前年比＋2,208 百万円(108.6%)で、数量、金額ともに大幅増となった。内容は、殺虫剤は数量、金額ともに減、殺菌剤は数量、金額ともに増、除草剤は緑地分野の新製品、茎葉処理剤が加わり数量、金額ともに増。

ここ数年伸長している植調剤は数量、金額ともに増、その他分野(主として殺そ・殺藻剤)は増、年々減少の農薬肥料は数量、金額ともに減であった。用途別では、芝分野では数量前年並み、金額増。樹木分野では数量増、金額減。緑地分野は数量、金額ともに大幅増であった。(報告会社；33 社)

① 出荷数量　　　　平成 25 年 10 月～26 年 9 月

種　別	用　途　別　販　売　数　量 (ton, kℓ)							
	芝	前年比	樹木	前年比	緑地	前年比	合計	前年比
殺 虫 剤	633	94.2	435	102.5	1	115.5	1,069	97.4
殺 菌 剤	867	104.8	1	82.2	−	−	868	104.8
除 草 剤	1,072	107.7	9	115.6	3,979	131.3	5,060	125.4
植 調 剤	41	99.0	1	110.3	68	196.1	110	143.1
農薬肥料	20	16.9	0	−	0	−	20	16.9
そ の 他	53	101.1	43	119.8	0		96	108.7
合計	2,686	99.3	489	104.0	4,048	132.0	7,223	115.7

②出荷金額　　　　平成 25 年 10 月～26 年 9 月

種 別	用　途　別　販　売　金　額 (百万円)							
	芝	前年比	樹木	前年比	緑地	前年比	合 計	前年比
殺 虫 剤	2,349	106.0	3,438	94.5	4	133.3	5,791	98.9
殺 菌 剤	6,484	106.0	4	100.0	0	0	6,488	105.9
除 草 剤	9,885	110.6	13	118.2	4,226	121.1	14,124	119.3
植 調 剤	759	124.6	20	105.3	364	129.5	1,143	125.6
農薬肥料	6	16.7	0	−	0	−	6	16.7
そ の 他	177	101.1	118	119.2	0	−	2950	107.7
合計	19,660	108.7	3,593	95.3	4,594	121.7	27,847	108.6

注) 四捨五入の関係で若干の差異があります

Ⅱ．緑の安全管理士会（12 月末現在）

1　平成 26 年度「緑の安全管理士会」支部大会(兼更新研修会)

11 月 25 日(火)の北海道支部を皮切りに開催してきました、平成 26 年度の「緑の安全管理士会支部大会(兼更新研修会)」は、平成 27 年 1 月 23 日(金)の近畿支部大会をもって終了する予定です。

本年度の研修テーマは、各支部共通の(1)農薬行政の動向、(2)農薬に関する環境リスクの評価と管理、(3)農薬の登録状況を巡る話題、の３題とは別に、(4)支部別テーマとして、①ミツバチに対する農薬の影響(北海道・東北地区)、②芝地を巡る防除の現状と課題(関東地区)、③松くい虫激害の再発生とその原因と対策(東海北陸地区以西)、の各支部４題としました。

なお、『緑の安全管理士』の資格が社会的にも認知されつつある中で、公益法人として「資格の認定」、「資格の更新」を行っていますので、研修会では途中退席となることの無いように皆様のご理解をお願いしています。

また、支部大会ではアンケート調査を行って、参加された管理士の方々の意見や要望の把握に努めていますのでご協力をお願いします。

2　事務局からのお知らせとお願い

(1)平成 26 年度植物防疫地区協議会が開催されました

平成２６年 11 月 11 日から 28 日の間、農林水産省は、農政局単位に都道府県の植物防疫関係の担当者等を参集して､「平成 26 年度植物防疫地区協議会」を開催して､農林水産本省、出先機関、独立行政法人等からは最近の情勢についての情報提供、各都道府県からは当該年度の病害虫発生状況、農薬の指導状況等について情報交換が行われました。

この協議会で配布された資料は『平成 26 年度「緑の安全管理士会」支部大会研修用資料』(以下｢支部大会資料｣という。)に収録して、11 月 26 日(火)の北海道地区の支部大会から順次配布しています。

(2)「みどりのたより」へのご意見、ご投稿をお待ちしています

「みどりのたより｣に緑の安全管理士の皆さんの活動状況を掲載して、相互の情報交換あるいは意識の向上に役立てたいと考えます。皆さんのご意見、記事の投稿をお待ちしております。

(3)緑の安全管理士の皆さんのメールアドレス登録をお願いします

管理士の皆様に登録いただきました E-mail アドレスあてには、病害虫の発生予察情報や農薬登録情報など最新の情報を随時お届けしています。12 月末現在で登録されていますメールアドレス数は 487 名で、これまでに『(公社)緑の安全推進協会からのたより』を 39 回発信しました。今後とも速やかに情報をお届けします。

なお、将来的には支部(地域)活動の展開を図るうえからも地域の会員相互の連絡ネットワークの構築は重要と考えています。

管理士の皆様には、趣旨をご理解のうえ、①氏名、②ご自身のメールアドレス、③管理士番号、④現在のお住まいの都道府県名を記載したメールを次のアドレスに送付(登録)をお願いします。なお、既に登録済みの方は不要です。　　［メールの送付先：midori-kanrishi@midori-kyokai.com］

(4)「緑の安全管理士」の「所属、住所等の変更届」をお届け下さい

資格更新案内など種々のお知らせは届出の所属先に送付させていただいていますが、毎回、宛て先不明で戻る件数が少なくありません。

「緑の安全管理士」の届出事項に変更があった場合は、速やかに事務局まで連絡下さい。当会のホームページで「届出書」をダウンロード、ご記入の上、FAX・電子メール又は郵便等でお送り下さい。　【届出様式：31 頁】

［届出書：http://midori-kyokai.com/pdf/henkoutodoke1304.pdf］

(5)「緑の安全管理士」認定証の再発行をお受けしています

「緑の安全管理士」の認定証を紛失されて再発行を希望される方は、当会のホームページで「再発行願い」をダウンロード、ご記入の上、写真枚、再発行料金(3,000 円)を添えて事務局まで提出してください。不明な点は事務局にお問い合わせください。

［再発行願い：http://midori-kyokai.com/pdf/saihakko1404.pdf］

(6)「緑の安全管理士」の資格復活が可能です

業務等の都合により「緑の安全管理士」資格の有効期間内に資格更新ができなかった方で、資格復活を希望される方は事務局にご相談下さい。資格は一時失効扱いとなっていますが失効の条件によっては、次年度の更新研修会への参加などによる資格復活の救済措置を講じています。

(7)平成 27 年度「緑の安全管理士会」役員会の開催予定

平成 27 年度の緑の安全推進協会総会(第 26 回)は、平成 27 年 6 月 18 日(木)の予定ですので、当緑の安全管理士会の役員会は翌 19 日(金)午後の予定とさせて頂きます。

Ⅲ．緑の安全推進協会

1　166 名の「緑の安全管理士」が誕生

認定研修会の会場の様子

「緑の安全管理士(緑地･ゴルフ場分野)」の認定研修会は 12 月 2 日～4 日の間、東京・新橋の共栄火災海上保険(株)研修室で受講生 110 名(再受講 2 名含)で開催されました。

また、(一社)日本植物防疫協会が主催する「植物防疫研修会」は 9 月 29 日～10 月 3 日の間、日本植物防疫協会会議室で開催されました。

「認定研修」の修了者及び「植物防疫研修」修了者で「緑の安全管理士」資格の取得申請者については、12 月 16 日に開催された「緑の安全管理士認定審会」の審査を経て、新たに「緑の安全管理士(緑地・ゴルフ場分野)」104 名、「緑の安管理士(農耕地分野)」62 名の計 166 名が誕生しました。

２ 新規事業「特別研修会」を近畿、九州で開催

平成25年度から取り組んでいる「特別研修会」は、毎年開催している緑の安全管理士会の支部大会とは内容を異にして「現場で役立つ病害虫の診断・防除」、「農薬の適正使用に関するワンランク上の情報」の提供に努めるとともに、参加者相互の情報交換を行う場として、緑の安全管理士の皆様や防除業に携わる方々の能力及び信用度の一層の向上を目的としています。

研修会は、緑の安全推進協会と農薬工業会の共同事業で、開催は農薬工業会の支部を単位として開催しており、平成26年度は10月20日(月)に関西地区(94名)、11月10日(月)に九州地区(103名)で開催しました。なお、中四国地区の方々には両地区の開催を案内しました。

平成26年度の研修テーマは、①公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル ―農薬飛散によるリスク軽減に向けてー(話題提供：環境省水･大気環境局土壌環境課 担当官)と②農薬の空容器、残農薬の処分と関係法令(話題提供：エコシステムジャパン(株)担当者)に加えて、関西地区は、③現場で役立つ野菜類害虫の診断方法と防除対策(話題提供：大阪府担当者)、④現場で役立つ野菜類病害の診断方法と防除対策(話題提供：三重県担当者)について、九州地区は、⑤現場で役立つ水稲害虫の診断方法と防除対策(話題提供：九州沖縄農業研究センター担当者)と⑥現場で野菜類害虫の診断方法と防除対策(話題提供：熊本県担当者)について、各地区４課題について講演いただきました。

平成27年度は北海道支部と東海・北陸支部での開催を予定しています。

この特別研修会は、緑の安全管理士、農薬工業会会員関係者、一般の方で防除業に携わっておられる方等に幅広く参加を呼びかけています。

３ 講師派遣事業について

当(公社)緑の安全推進協会では、病害虫・雑草の防除に農薬を使用する人々を対象に、適正使用や安全対策等の知識の向上を目的として実施される講習会や研修会に講師を派遣する事業を展開しています。

都道府県・地方自治体・学校・関係団体・一般市民等が実施する研修会や勉強会等へお申込みを受けて、無償で専門分野の講師を派遣するものです。

平成26年の講師派遣は1～12月で137回でした。

派遣の時期・内容等によっては事前の調整が必要ですので出来るだけ早め(2ヶ月程)にご相談下さい。なお、派遣できる研修会の規模(参集人数)につきましては、30名程度を目安としています。

管理士の皆様のお知り合いで、研修会や勉強会などを希望・企画されている方には、積極的に緑の安全推進協会の講師派遣事業を紹介してください。

平成26年度からは緑地・ゴルフ場関連の講師陣の強化を図っています。

本事業の詳細、申し込み様式はホームページでご確認ください。お問い合わせ、お申し込み等の相談は担当者(石島)にお気軽にご連絡下さい。

電話番号：03-5209-2512　　FAX：03-5209-2513

Eメール：ishijima@midori-kyokai.com　URL：http://midori-kyokai.com/

4 農薬電話相談室について

農薬の使用者や一般市民の方々からの農薬に関しての電話による疑問・質問、相談には無料で応じています。農薬に関する疑問や質問などどのような内容でもお問い合わせください。直接の疑問・質問など以外にも「この問題についてはどこに聞いたら良いか。」などについても気軽にお尋ね下さい。可能な限りお調べしてお答えしています。　　**相談電話：03-5209-2512**

5 出版物「グリーン農薬総覧 2015 版」のご案内

芝、緑地、公園樹木類の病害虫及び雑草防除に使用する農薬を解説した「グリーン農薬総覧シリーズ」は、芝・樹木防除分野(家庭園芸薬剤も含)に該当する薬剤の全てを網羅しており、ゴルフ場、造園業、防除業等に携わる方々の必携の書として広くご利用いただいております。

特に、ゴルフ場の管理等の現場においては「農薬使用計画作成等においては不可欠となる農薬の登録番号を 2012 年追補版から収録していることで利便性が高い。」との好評を得ています。

現在、2015 年 3 月上旬の発行予定で「グリーン農薬総覧 2015 総合版」を編纂しています。本版は、2014 年 1 月～2014 年 12 月における新規登録、適用拡大等を網羅する等、内容の充実はもとより使い易さでも改良を加え、ご利用の皆様のお役にたてるように「2013 年(総合版)」と「2014 年(追補版)」を統合する形で大幅に改訂しています。

また、有効成分名から商品名の索引、残留基準（殺虫剤、殺菌剤、除草剤）、関連法規、通達事項なども収録しておりますので、芝、樹木関係の緑の保全に関する座右の書としてご活用ください。

発行次第、受注に併せて順次発送させて頂きますので、関係の方々へお薦めください。お問い合わせ・お申込みは当協会（03-5209-2511）まで

［注文用紙：http://midori-kyokai.com/syuppan/］

6 農薬の安全使用等についての「リーフレット」

(公社)緑の安全推進協会では、農薬工業会と連携して、農薬の役割、安全性の確保、適正な使用方法などについてわかり易く解説した次のようなリーフレットを作成し、広く知識の普及、啓蒙に関係者の方々に紹介し、各種イベントでの配布や講習会、研修会、勉強会等で幅広く活用していただけるようにしています。なお、リーフレットは無料で送付しています。ご希望の方はリーフレットの種類、必要数、使用目的、配布対象、送付先等をご記入の上、当協会まで FAX 03-5209-2513 にてお申込ください。

詳細については(公社)緑の安全推進協会事務局までお問い合わせ下さい。また、提供できるリーフレットの記載内容等は、当会のホームページでご確認いただくことができます。

［URL：http://www.midori-kyokai.com/topix/topix_leaf.html］

『緑の安全管理士』連絡先等変更届出書

公益社団法人　緑の安全推進協会内
　緑の安全管理士会　事務局　御中

住所、連絡先（勤務する事業所､所属会社等）等が変更になりましたので、お届けいたします。

届 出 日　平成　　年　　月　　日　認 定 番 号（№.　　　　　　　　　　）
　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　　名（　　　　　　　　　　　）
　　　　　　　　　　　　　　　　　これまでの連絡先（　　　　　　　　　　　）

※　下記の変更事項に○をつけてください。

①会社名、②所属、③勤務先、④住所、⑤その他

【変更後】変更があった事項についてのみご記入ください。

1.勤務会社名等 （ゴルフ場の方はゴルフ場名を記入）		2.経営母体名 （ゴルフ場の方のみ記入）	
3.所属部署及び支店名 又は営業所名等			
.勤務先の所在地 （郵便の送付先を記入）	〒（　　―　　）必ずご記入ください。		
	TEL　―　―	FAX　―　―	
	E-mail		
5.自宅住所等	〒（　　―　　）必ずご記入ください。		
	TEL　―　―	FAX　―　―	
	E-mail		

☆　ゴルフ場に勤務の場合、1.にゴルフ場名、2.に経営母体名を書いてください。会社等に勤務の方は 1.に勤務会社名等、3.の所属部署や支店名又は営業所名をも記入してください。

☆　勤務先がない場合(退職、自営等)は、5.に自宅住所等として、当協会と連絡が取れる連絡先を必ず書いてください（特に退職の場合は、1.勤務会社名等欄に「退職」と記入して、5の自宅住所等を必ず記入してください）。

☆ ご届出いただいた内容の個人情報は、支部大会案内、更新研修会案内、認定証書の発送等の場合以外には使用いたしません。

●「緑の安全管理士」は個人の資格です。転勤、退社等により､「連絡先」に変更が生じた場合には、速やかにこの届出書をご提出してください（FAX 可)。

●当協会は本届出書に基づき貴殿の「緑の安全管理士」データの変更を行います。ご提出が遅れますと支部大会案内、更新研修案内、認定証書の発送等に支障をきたす事になりますのでご注意ください。

送付先：公益社団法人 緑の安全推進協会　FAX：03－5209－2513

E-mail：midori@midori-kyokai.com

みどりのたより

第61号

発行日　平成２７年１月７日
発　行　緑の安全管理士会 事務局

〒101-0047
東京都千代田区内神田 3-3-4（全農薬ビル５階）
公益社団法人 緑の安全推進協会 内
ＴＥＬ　：０３－５２０９－２５１１
ＦＡＸ　：０３－５２０９－２５１３
ｈｔｔｐ：//www.midori-kyokai.com
Ｅメール：midori@midori-kyokai.com